別表第一第八十一号の次に次のように加える。

八十一の二　キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録		
職業能力開発促進法第三十条の五第一項（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円

別表第三の十三の項の第二欄中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削る。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）

（雇用保険法の一部改正）

第十一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第二号中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改める。

第二十四条第一項中「第十五条の四、第十五条の六第二項」を「第十五条の五、第十五条の七第二項」に改める。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正）

第十三条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二十五」を「別表第一第二十号の二十六」に、「二十の二十六」を「二十の二十七」に改める。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第十四条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十一条第一項の改正規定を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十五条　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第二十一条第一項中「第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号から」を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十六条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十七条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可等」を「許可（第五条―第二十二条）」に改め、「第一款　一般労働者派遣事業（第五条―第十五条）　第二款　特定労働者派遣事業（第十六条―第二十二条）」を削る。

第二条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、「又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）」を削り、「以下この号において」を「第三章第四節を除き、以下」に改め、同号を同条第四号とする。

第四条第一項第三号中「、第二十三条第二項」を「並びに第二十三条第二項」に改め、「並びに第四十条の二第一項第一号」を削る。

第二章第二節の節名中「許可等」を「許可」に改め、同節第一款の款名を削る。

第五条の見出しを「（労働者派遣事業の許可）」に改め、同条第一項、第二項第三号、第三項及び第四項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第六条第四号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ」及び「又は命令」を削り、同条第五号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）」及び「又は命令」を削り、同条第六号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令」及び「又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削り、同条第七号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削る。

第七条第一項第二号中「もの」の下に「として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」を加える。

第八条第一項及び第二項並びに第十条第二項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。